

様式第1号(第7条関係)

意見募集要領

次の計画案について、皆様の御意見(情報・専門的知識)を募集します。

- 1 名称 第4次佐伯市食育推進計画(さいき『食』のまちづくりレシピ)(案)
- 2 案の趣旨・目的
食育基本法や佐伯市食のまちづくり条例等に基づき、食育や食のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成30年5月に策定し5年間の計画期間が終了する第3次佐伯市食育推進計画(さいき『食』のまちづくりレシピ)を見直し、次期計画を策定するため。
- 3 案の内容 別紙のとおり
- 4 参考資料 第4次佐伯市食育推進計画(さいき『食』のまちづくりレシピ)策定に向けた意識調査実施結果(別紙のとおり)
- 5 意見の提出方法
意見には、必ず住所・氏名(法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名)を明記してください。
 - (1) 直接、書面を提出する場合
佐伯市役所観光ブランド推進部ブランド推進課又は各振興局地域振興課の事務室に提出してください。
 - (2) はがき又は書面を郵送等する場合
郵便番号876—8585
佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 観光ブランド推進部 ブランド推進課
 - (3) ファクシミリの場合
観光ブランド推進部 ブランド推進課(0972—22—0025)
 - (4) 電子メールの場合
観光ブランド推進部 ブランド推進課 食育担当(shoku@city.saiki.lg.jp)
- 6 募集期間
令和4年12月16日(金曜日)から令和5年1月16日(月曜日)まで
- 7 提出された意見の取扱い
 - (1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。
 - (2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに

対する実施機関の考え方を公表します。

(3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

(4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

8 問い合わせ先

観光ブランド推進部 ブランド推進課 ブランド推進係

電 話 0972-22-4673

電子メール shoku@city.saiki.lg.jp